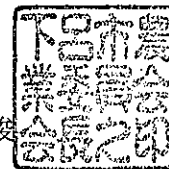


下呂市農地利用最適化推進委員候補者等評価委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年7月3日

下呂市農業委員会会長

金森 茂俊



令和7年下呂市農業委員会告示第9号

下呂市農地利用最適化推進委員候補者等評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、下呂市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則（平成28年下呂市農業委員会規則第1号）第8条に規定する農地利用最適化推進委員の候補者等（以下「候補者等」という。）を評価し下呂市農業委員会長に意見を報告するため、下呂市農地利用最適化推進委員候補者等評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、下呂市農業委員会長の求めにより、候補者等の評価を行い、下呂市農業委員会長に意見を報告するものとする。

2 前項の候補者等の評価にあたり、推薦又は募集により提出された書類を審査するほか、必要に応じて、面接その他適当と認める方法による審査等を行うことができるものとする。

(組織)

第3条 評価委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 下呂市農林担当部長
- (2) 下呂市農業委員会事務局長
- (3) 下呂市農業委員会会長及び会長職務代理者
- (4) 下呂市認定農業者協議会の代表者
- (5) 下呂市職員

(委員長)

第4条 評価委員会に、委員長を置く。委員長は下呂市農業委員会長とする。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 評価についての意見の決定は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(除斥)

第6条 委員は、自己、同居の親族若しくはその配偶者又は自ら推薦した者（団体が推薦者の場合は、自らが団体の代表者である場合に限る。）の選考に係る審議に加わることはできない。ただし、評価委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(会議の非公開)

第7条 会議は非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、評価委員会に諮ったうえで、公開することができる。

(秘密保持)

第8条 委員は、評価委員会で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報償費)

第9条 第3条第4号の委員が会議に出席したときは、日額6,000円の報償費を支給する。ただし、下呂市農業委員候補者等評価委員会設置要綱（平成28年下呂市農業委員会告示第1号）第1条に規定する下呂市農業委員候補者等評価委員会と同日に行われる場合は、支給しない。

(庶務)

第10条 評価委員会の庶務は、農業委員会事務局において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は下呂市農業委員会長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年7月3日から施行する。